職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

大阪市人事委員会 委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第7号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成24年大阪市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部 分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。 改正後

改正後

改正後

(公表)

(公表)

第23条 条例第5条第2項の規定により公表する人事委員会規則で定める事項は、同項第1号に該当する者にあっては、第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第12号に掲げる事項とし、同項第2号に該当する者に及び第12号に掲げる事項とし、同項第3号に該当する者にあっては、第1号に該当する者にあっては、第1号に該当する者にあっては、第1号に該当する者にあっては、第1号に該当する者にあっては、第1号に掲げる事項とし、同項第4号に該当する者にあっては、第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる

<u>7号まで及び第13号</u>に掲げる事項と する。

[(1)~(11) 略]

- (12) 大阪市職員基本条例(平成24年 大阪市条例第71号)第47条第1項 に掲げる法人その他の団体(以下 「<u>再就職禁止団体</u>」という。)に再 就職した旨
- (13) 第14条に規定する職から同条に 規定する職以外の職への降任をし た場合にあっては、降任をする前 の職
- 2 条例第5条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める本市と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であった者(再就職性団体に再就職した者を除く。)の離職前5年間に締結された契約であって、本市の支出した契約であって、本市の支出した契約金額(当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額)が300万円以上のものとする。

 $[3 \sim 5$ 略]

6 条例第5条第2項第4号の法人そ の他の団体のうち人事委員会規則で る事項とする。

[(1)~(11) 同左]

(12) 大阪市職員基本条例(平成24年 大阪市条例第71号)第47条第1項 に掲げる法人その他の団体(以下 「<u>再就職規制団体</u>」という。)に再 就職した旨

「新設]

2 条例第 5 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める本市と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であった者(再)就職規制団体に再就職した者を除く。)の離職前 5 年間に締結された契約であって、本市の支出した契約金額(当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額)が300万円以上のものとする。

[3~5 同左]

6 条例第5条第2項第4号の法人そ の他の団体のうち人事委員会規則で 定めるものは、<u>再就職禁止団体</u>を除く法人その他の団体とする。

定めるものは、<u>再就職規制団体</u>を除く法人その他の団体とする。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体 に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。